

令和6年第4回 入間市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年4月25日(木) 開会 午前 9時16分

2. 開催場所 入間市庁舎 C棟 5階 501会議室

3. 出席委員(12人)

会長 12番 中島敦夫

会長代理 10番 久保田勝

委員 1番 小澤正幸 2番 宮岡幸江 3番 清水 昇

4番 中島伸吉 5番 清水裕司 6番 宮岡康光

7番 上原和子 8番 中村勝雄 9番 荻野 実

11番 野村雅紀

4. 欠席委員(0人)

5. 早退委員(0人)

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名 8番 中村勝雄 9番 荻野 実

第2 議案第1号 入間市農業委員会職員の任免について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の意見具申について

議案第4号 農用地利用集積計画の策定に係る農業委員会の意見決定について

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

7. 農地利用最適化推進委員

間野 哲 的場利夫 三木康行

豊泉 隆 岩田 浩 田中 勲

宇津木保男 齋藤 勲 大室芳子

8. 農業委員会事務局職員

事務局長 晝間 拓哉

主 幹 河西 多郎

副 主 幹 栗原 庸之

9. その他の出席者

なし

10. 会議の概要

○議長

ただいまの出席は、農業委員12名、農地利用最適化推進委員9名であります。

農業委員の出席が定足数に達しておりますので、これより第4回入間市農業委員会を開会いたします。

会期についてお諮りいたします。会期は、本日1日としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

委員会会議規則第13条第2項の規定により、8番、中村勝雄委員、9番、荻野実委員、以上2名を指名いたします。

本日の付議議案は、お手元に配付してあるとおりです。

○議長

それでは議事に入ります。

議案第1号 入間市農業委員会職員の任免について、を議題といたします。

農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定に基づき、入間市農業委員会職員を令和6年4月1日付けをもって下記のとおり任免する。令和6年4月25日提出、入間市農業委員会。

記

- 1、 事務局長、岩崎 聡、入間市農業委員会事務局長を解く。
- 2、 主事、中島 健人、入間市農業委員会事務局主事を解く。
- 3、 事務局長、晝間 拓哉、入間市農業委員会事務局長を命ずる。
- 4、 副主幹、栗原 庸之、入間市農業委員会事務局副主幹を命ずる。

以上、任免でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、新しく農業委員会職員となりました晝間事務局長、栗原副主幹から一言ずつごあいさついただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○晝間事務局長

皆さん、おはようございます。

前岩崎事務局長の後を受けまして、4月より事務局長を拝命しました、晝間拓哉と申します。農業の仕事に携わるのは初めてですので、皆様にいろいろと教えていただくことばかりかと思えますけれども、早く仕事を覚えたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○栗原副主幹

おはようございます。栗原と申します。危機管理監から役職定年になりまして、農業委員会事務局の方に配属となりました。30年前ぐらいに1回、農業委員会事務局の方で仕事をさせていただきましたが、いろいろと制度が変わっておりますので、今勉強している最中でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

晝間局長、また栗原副主幹におきましては、1日も早く農業委員会の仕事に慣れますよう、期待しております。よろしくお願いいたします。

それでは続いて、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたしますが、1番と2番は関連がございますので、一括審議をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、1番と2番を一括議題といたします。

担当5番、清水裕司委員、説明を願います。

○農業委員5番（清水裕司君）

5番、清水です。議案第2号の1番並びに2番について、一括してご説明を申し上げます。

1番並びに2番、当事者、土地の表示、申請理由、摘要については、配布議案書のとおりであります。

4月21日に、宮寺地区の岩田推進委員とは別々に、申請地の状況などを確認してきました。また、本人からも電話にてお話を伺いました。

申請地は案内図のとおり、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇や〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇東側にある農地です。

譲受人は認定農業者であり、1.6ヘクタール以上のお茶や野菜を栽培する農家です。

申請地は現在茶畑・休耕地ですが、今後は茶畑として使う予定との事でした。現在の耕作状況や農機具所有状況などから、今後の耕作は支障ないものと思われませんが、ご審議の程宜しくお願い申し上げます。以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、岩田浩委員、宮寺・二本木地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（岩田浩君）

宮寺地区推進委員の岩田です。

4月23日に、担当の清水裕司委員とは別々に、現地を確認しました。清水委員の説明のとおり、特に問題はないかと思われますので、よろしく願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

議案第2号の1番と2番は、受人が農業経営の規模拡大を行うための農地の取得でございます。

農地法第3条の許可検討事項について、ご説明申し上げます。

清水委員よりご説明いただきましたとおり、申請地を耕作できる状況にあると判断されます。また、申請人の耕作従事日数は、150日以上であり、申請地を含めた耕作面積は、2万1,078.76平方メートルとなります。

申請地の耕作状況は、茶畑・休耕地として利用されている農地でございますが、許可後も、茶畑として利用する計画であり、周辺農地への影響もないと思われま。

以上、農地法第3条第2項に定める不許可事項には該当しないことをご報告申し上げます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

（ありません。の声）

○議長

なければ質疑を終わり採決いたします。許可することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議長

全員賛成でございます。本件は許可申請であり、許可することに決定いたしました。

暫時、休憩いたします。

休憩 午前9時23分

(栗原副主幹 退席)

○議長

会議を再開いたします。

再開 午前9時23分

○議長

次に、3番を議題といたします。

担当6番、宮岡康光委員、説明を願います。

○農業委員6番(宮岡康光君)

6番、宮岡です。議案第2号の3番についてご説明を申し上げます。

3番、当事者、土地の表示、申請理由、摘要については、配布議案書の通りでございます。

今回、理由書の読み上げは行いませんので、よろしくお願いいたします。

4月20日に、大室推進委員と一緒に、申請地の状況などを確認してきました。

また、自宅にて本人からお話を伺いました。

申請地は、案内図のとおり、入間川に架かる〇〇の東側にある農地です。

受人は現在農地を所有しておりませんが、親族が所有している農地、今回の申請地ですけど、そこを借りまして50年以上の耕作実績があるとの事でした。

申請農地は親族の農地ですが、相続があり売却する予定があったとのことで譲り受けるための申請となっております。

現在の申請地は野菜の苗が植えられており、今後は自家消費のための野菜畑と使う予定との事でした。また農機具につきましては、今までは鍬などの簡単な道具のみで耕作していましたが、今回の農地取得を機に、耕運機を購入する予定との事です。また面積も200平米強と広くない面積であり、営農計画書による説明がなされている事などから、今後の耕作には支障ないと思われますので、ご審議の程宜しくお願い申し上げます。

○議長

ありがとうございました。

次に、大室芳子委員、西武地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（大室芳子君）

西武地区推進委員の大室です。

4月20日、担当の宮岡委員と一緒に現地を確認いたしました。

今後は野菜畑として利用する予定であり、宮岡委員の説明のとおり、特に問題はないかと思われまのでよろしくをお願いします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明をお願いします。

○事務局

議案第2号の3番は、農業を新たに行うための農地の取得でございます。

農地法第3条の許可検討事項について説明いたします。

宮岡委員よりご説明いただきましたとおり、申請地を耕作できる状況にあると判断されます。また、申請人の耕作従事日数は、150日以上であり、申請地を含めた耕作面積は、2アールとなります。

申請地の耕作状況は、現在、野菜畑となっておりますが、許可後も引き続き野菜畑として利用する計画であり、周辺農地への影響もないと思われま。

以上、農地法第3条第2項に定める不許可事項には該当しないことをご報告申し上げます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

（ありません。の声）

○議長

なければ質疑を終わり、採決いたします。許可することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○議長

全員賛成でございます。本件は許可申請であり、許可することに決定いたしました。

暫時、休憩いたします。

休憩 午前 9 時 28 分

(栗原副主幹 復席)

○議長

会議を再開いたします。

再開 午前 9 時 28 分

○議長

続いて、議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の意見具申について、を議題といたします。

それでは、1 番を議題といたします。

担当 3 番、清水昇委員、説明をお願いします。

○農業委員 3 番（清水昇君）

3 番、清水です。議案第 3 号の 1 番についてご説明を申し上げます。

1 番、譲受人、筆数、面積、申請理由、摘要については、配布議案書のとおりです。

4 月 20 日に、宇津木推進委員と一緒に申請地の状況などを確認してきました。

申請地は、案内図のとおりであり、周囲には工場や物流施設、農地が混在した区域となっております。

転用計画については、本日お手元にお配りしてあります土地利用計画図のとおり、〇〇などに接する自動車修理工場です。周辺への影響も無い形で施工する事などから農地転用申請はやむを得ないものと思われます。ご審議の程宜しくをお願いします。

○議長

ありがとうございました。

次に、宇津木保男委員、宮寺・二本木地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（宇津木保男君）

宮寺・二本木地区推進委員の宇津木です。

4 月 20 日、担当の清水委員と一緒に現地を確認しました。

清水委員の説明の通りで、特に問題はないかと思われますので、よろしくお願いします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明をお願いします。

○事務局

議案第3号1番については、受人は、自動車修理業を営んでいるが、事業の規模拡大等に伴い手狭となったため、新たに自動車修理工場を設置するための農地転用許可申請でございます。

都市計画法においては、同法第34条第1号に合致し、開発許可相当と判断されております。

続きまして、農地法第5条許可申請における許可検討事項について説明します。

申請地の農地の種別について確認したところ、周辺の公共施設の状況から第3種農地には該当しません。また、農地の集団性は、10ヘクタールを超える集団農地ではないことから、第2種農地に該当します。

これらのことを踏まえ、立地基準となる第2種農地の不許可の例外については、「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより当該申請にかかる事業の目的を達成することができると認められない」に合致します。

次に、一般基準について予め事務局にて審査したところ、資金計画については、関係書類から、資金の調達については支障ないと判断できます。この他、一般基準についても全て合致しております。

つきましては、必要性が認められ、また周辺農地へ悪影響がないものと判断されれば、許可し得る状況であることをご報告申し上げます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

（宮岡幸江委員 挙手）

○農業委員2番（宮岡幸江君）

修理工場を営んでいるということですが、この説明図面の方には、解体は行わないという事ですけども、あくまでも自動車修理工場という事なのですか。

○事務局

今回の申請につきまして、代理人から説明されている内容についてはあくまでも塗装や板金等を行うところで、ここに書いてある通り、自動車の販売や解体の方は行わない、自動車の塗装だとか、そのようなもののみを行う形というふうに伺っておりますので、以前宮岡委員さんからご質問で油の分離トラップ設置などの質問があり、今回記載がございませんでしたので代理人へ確認したのですが、車の解体とか修理は行わず塗装関係・板金などの作業に限定するような話で伺っており、その旨確認しております。

○農業委員 2 番（宮岡幸江君）

近くに〇〇〇〇〇〇〇〇〇とか雨水調整地があるので、薬品とかそういう油とかの流出っていうのは結構気になるかなと思ったのですけれども、その塗装には敷地内での流出というか、地下への浸透とかの処置に対するそういうことはあまり関係なく、大丈夫なのでしょうか。

○事務局

その辺りも確認したのですが、あくまでも吹付作業のみで、油類とか塗装したものが流れ出ない形で利用するという事で伺っております。

○議長

他に何かございませんか。

よろしいですか。

なければ質疑を終わり、採決いたします。許可することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○議長

全員賛成でございます。本件は3, 000平方メートルを超える許可申請の意見具申でありますので、許可相当として、埼玉県農業会議への意見照会後、県に進達いたします。

次に、2番を議題といたします。

担当9番、荻野実委員、説明を願います。

○農業委員 9 番（荻野実君）

9番、荻野です。議案第3号2番についてご説明を申し上げます。

2番、譲受人、筆数、面積、申請理由、摘要については、配布議案書のとおりです。

こちらにつきましては、先月取下案件となりましたが、先月の２１日に岩田推進委員と一緒に、また今月１８日に私一人で、２度ほど申請地に出向き、確認をまいりました。

申請地は本日お配りしております資料のとおり、国道１６号の〇〇〇〇部分にして、隣接地は住宅となっており、〇〇の市道を境にして宅地化が進んでいる地域となります。

昭和４０年代に開発されました〇〇〇〇の繋がりの一団になります。

転用後の土地利用計画については、資料のとおり、〇〇の市道へ接道をとる自己用住宅の用地となります。

申請地は、１９日に確認に行ったところ、すでに整地されており、〇〇には１０アールほどの茶園がありますけども、茶園との境はブロックがされて、今回の申請地から隣接農地への雨水や土砂の流出がないように対策が施されておりました。

またですね、周辺農地については〇〇にある茶園のみで他の農地への影響はないと思われますことから、今回の申請についてはやむを得ないと思われますので、ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長

ありがとうございました。

次に、岩田浩委員、宮寺・二本木地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらをお願いします。

○農地利用最適化推進委員（岩田浩君）

宮寺地区推進委員の岩田です。

先月の２１日に荻野委員と一緒に、また４月２４日に、別々に現地を確認いたしました。

荻野委員の説明のとおり、特に問題はないかと思われますので、よろしく願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明をお願いします。

○事務局

議案第３号２番については、受人は、現在〇〇に居住しているが、手狭であるため、自己用住宅を建築するための農地転用許可申請でございます。

都市計画法に関しては、譲受人の○が市街化調整区域に20年以上居住していることから、同法第34条第12号・市条例第5条第1項第2号イに合致し、開発許可相当と判断されております。

続きまして、農地法第5条許可申請における許可検討事項について、ご説明いたします。

申請地の農地の種別について確認したところ、周辺の公共施設の状況から第3種農地には該当いたしません。また、農地の集団性は、10ヘクタールを超える集団農地ではないことから、第2種農地に該当いたします。

これらのことを踏まえ、立地基準となる第2種農地の不許可の例外については、「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより当該申請にかかる事業の目的を達成することができる」と認められない」に合致いたします。

次に、一般基準について予め事務局にて審査したところ、資金計画については、関係書類から、資金の調達については支障ないと判断できます。この他、一般基準についても全て合致しております。

つきましては、必要性が認められ、また周辺農地へ悪影響がないものと判断されれば、許可し得る状況であることをご報告申し上げます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。
よろしいですか。

(ありません。の声)

○議長

なければ質疑を終わり採決いたします。許可することに賛成の方は挙手を願います。
(全員挙手)

○議長

全員賛成でございます。本件は許可申請の意見具申でありますので、許可相当として県に進達いたします。

続いて、議案第4号 農用地利用集積計画の策定に係る農業委員会の意見決定について、を議題といたしますが、1番と2番は関連がございますので、一括審議をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、1番と2番を一括議題といたします。

担当4番、中島伸吉委員、説明をお願いします。

○農業委員4番（中島伸吉君）

4番、中島です。議案第4号の1番と2番についてご説明を申し上げます。

1番並びに2番、借受人、筆数、面積、利用権種類については、配布議案書のとおりです。

4月22日に、下谷ヶ貫の農地については豊泉推進委員とは別々に、また寺竹の農地については三木推進委員と別々に、耕作状況などを確認してきました。

借受人は、金子地区を中心にお茶を栽培されている基幹農家です。耕作は家族2名で行っております。今回の申請地は全て茶畑として利用する予定です。

市内で自作、借入地含め1.7ヘクタール以上耕作しており、また農機具も耕運機2台、トラクター1台、茶刈機2台、軽トラック2台などを必要なものを所有しており、今後の耕作は支障ないかと思われませんが、ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長

ありがとうございました。

次に、豊泉隆委員、金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（豊泉隆君）

金子地区推進委員の豊泉です。

4月22日に、担当の中島委員とは別々に現地を確認しました。

中島委員の説明の通り、特に問題はないと思われしますので、よろしくお願いします。

○議長

ありがとうございました。

次に、三木康行委員、金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（三木康行君）

金子地区推進委員の三木です。

4月22日、中島委員とは別々に、現地を確認しました。

委員の言う通り、特に問題ないかと思われしますので、よろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤強化促進に関する基本的構想における要件具備の検討事項について、事務局に説明をお願いします。

○事務局

議案第4号の1番と2番は、使用貸借権による新規の利用権設定でございます。

説明に先立ち、補足説明を申し上げます。令和5年4月1日に施行された農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴い、市町村が定める農用地利用集積計画は、農地中間管理機構である埼玉県農林公社が定める農用地利用集積等促進計画に統合されましたが、令和7年3月31日までの2年間は経過措置により今までとおりの利用権設定が可能となっております。今回はその経過措置による利用権設定となります。

中島委員にご説明いただきましたとおり、農業経営の見込みが立ち、入間市が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に定める条件に合致するとともに、借受人の経営面積は204アールであり、その農地をすべて耕作しております。

また、農作業従事日数は150日以上であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていることをご報告申し上げます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、利用権の設定であり、基本的構想における要件が具備されているものと認められますので、承認することにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、利用権設定を行うことについて承認することに決定いたしました。次に、3番を議題といたします。

担当11番、野村雅紀委員、説明をお願いします。

○農業委員11番（野村雅紀君）

11番、野村です。議案第4号の3番についてご説明を申し上げます。

3番、借受人、筆数、面積、利用権種類については、配布議案書のとおりです。

4月21日に、的場推進委員と一緒に耕作状況などを確認してきました。

借受人は、地区内にてお茶栽培をする認定農業者です。耕作は家族３名により耕作されており、今回の申請地は、引き続き茶畑として利用する予定です。

入間市で自作地、借入地含め４．２ヘクタール以上を耕作しており、また農機具も耕運機２０台、軽トラック１台、乗用摘採機２台、乗用防除機１台など必要なものを所有しており、今後の耕作は支障ないかと思われますが、ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長

ありがとうございました。

次に、的場利夫委員、金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（的場利夫君）

金子地区推進委員の的場です。

４月２１日に、担当の野村委員と一緒に現地を確認しました。今後も茶畑として利用する予定であり、野村委員の説明のとおり、特に問題ないかと思われますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて、農業経営基盤強化促進に関する基本的構想における要件具備の検討事項について、事務局に説明願います。

○事務局

議案第４号の３番は、使用貸借権による更新の利用権設定でございます。

野村委員にご説明いただきましたとおり、農業経営の見込みが立ち、入間市が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に定める条件に合致するとともに、借受人の申請地を含めた現在の経営面積は４２３アールであり、その農地をすべて耕作しております。

また、農作業従事日数は１５０日以上であり、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の要件を満たしていることをご報告申し上げます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、利用権の設定であり、基本的構想における要件が具備されているものと認められますので、承認することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて、承認することに決定いたしました。

次に、4番を議題といたします。

担当3番、清水昇委員、説明をお願いします。

○農業委員3番（清水昇君）

3番、清水です。議案第4号の4番についてご説明を申し上げます。

4番、借受人、筆数、面積、利用権種類については、配布議案書のとおりです。

4月20日に、宇津木推進委員と一緒に耕作状況などを確認してきました。

借受人は、〇〇〇に本社がある農業法人です。

今回の申請地は、引き続き野菜畑として利用する予定です。

入間市では借入地3.4ヘクタール以上耕作しており、また農機具も耕運機2台、トラクター4台、普通トラック2台、軽トラック2台などを必要なものを所有しており、今後の耕作は支障ないかと思われませんが、ご審議の程よろしく申し上げます。

○議長

ありがとうございました。

次に、宇津木保男委員、宮寺・二本木地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（宇津木保男君）

宮寺・二本木地区推進委員の宇津木です。

4月20日、担当の清水委員と一緒に現地を確認しました。

引き続き野菜畑として利用するとのことで、特に問題はないかと思われしますので、よろしく申し上げます。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤強化促進に関する基本的構想における要件具備の検討事項について、事務局に説明をお願いします。

○事務局

議案第4号の4番は、賃貸借権による更新の利用権設定でございます。

清水委員にご説明いただきましたとおり、農業経営の見込みが立ち、入間市が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に定める条件に合致するとともに、借受人の申請地を含めた現在の経営面積は342アールであり、その農地をすべて耕作しております。

また、農作業従事日数は150日以上であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていることをご報告申し上げます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、利用権の設定であり、基本的構想における要件が具備されているものと認められますので、承認することにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて、承認することに決定いたしました。

次に、5番を議題といたします。

担当11番、野村雅紀委員、説明を願います。

○農業委員11番（野村雅紀君）

11番、野村です。議案第4号の5番について、ご説明を申し上げます。

5番、借受人、筆数、面積、利用権種類については、配布議案書のとおりです。

4月21日に、的場推進委員と一緒に耕作状況などを確認してきました。

借受人は、〇〇〇・入間市にて野菜栽培をする農家です。現耕作地は家族4名により耕作されております。

今回の申請地は、引き続き野菜畑として利用する予定です。

〇〇〇並びに入間市で耕作しており、また農機具も耕運機1台、トラクター1台など必要なものを所有しており、今後の耕作は支障ないものと思われませんが、ご審議の程よろしくお願いします。

○議長

ありがとうございました。

次に、的場利夫委員、金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（的場利夫君）

金子地区推進委員の的場です。

4月21日、担当の野村委員と一緒に現地を確認しております。

今後も野菜畑として利用する予定であり、野村委員の説明のとおり、特に問題はないかと思しますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤強化促進に関する基本的構想における要件具備の検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

議案第4号の5番は、使用貸借権による更新の利用権設定でございます。

野村委員にご説明いただきましたとおり、農業経営の見込みが立ち、入間市が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に定める条件に合致するとともに、借受人の申請地を含めた現在の経営面積は34アールであり、その農地をすべて耕作しております。

また、農作業従事日数は150日以上であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていることをご報告申し上げます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、利用権の設定であり、基本的構想における要件が具備されているものと認められますので、承認することにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて、承認することに決定いたしました。

次に、6番を議題といたしますが、6番から11番までは関連がございますので、一括審議させていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

○議長

ご異議ないものと認め、6番から11番までを一括議題といたします。

担当11番、野村雅紀委員、説明を願います。

○農業委員 11 番（野村雅紀君）

11 番、野村です。議案第 4 号の 6 番から 11 番についてご説明を申し上げます。

6 番から 11 番、借受人、筆数、面積、利用権種類については、配布議案書のとおりです。

4 月 21 日に、木蓮寺並びに寺竹桂地区の農地については的場推進委員と一緒に、東金子地区の農地については、23 日に間野推進委員と一緒に、耕作状況などを確認してきました。

借受人は、入間市にて新たに野菜栽培を行う農家です。4 年弱の農業経験があり、耕作は家族 2 名により耕作することとなっております。

今回の申請地は、全て野菜畑として利用する予定です。

今回入間市において 1.6 ヘクタール強を借り受けて耕作しており、農機具も耕運機 1 台、軽トラック 1 台を新たに用意し、今後充実させていく予定です。今後の耕作は支障ないかと思われませんが、ご審議の程よろしく申し上げます。

○議長

ありがとうございました。

続いて、的場利夫委員、金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（的場利夫君）

金子地区推進委員の的場です。

4 月 21 日、担当の野村委員と一緒に現地を確認しております。

木蓮寺、また寺竹桂地区の農地につきましては、今後も野菜畑として利用する予定であり、野村委員の説明通り、特に問題はないかと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長

ありがとうございました。

続いて、間野哲委員、東金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（間野哲君）

東金子地区推進委員の間野です。

4 月 23 日、担当の野村委員と一緒に現地を確認しました。

今後は野菜畑として利用する予定であり、野村委員の説明の通り、特に問題はないかと思われしますので、よろしくお願いします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤強化促進に関する基本的構想における要件具備の検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

議案第４号の６番から１１番は、使用貸借権による新規の利用権設定でございます。

野村委員にご説明いただきましたとおり、農業経営の見込みが立ち、入間市が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に定める条件に合致しております。

今回新たに借受ける農地は１６，２８３平方メートルで、合計１６２アールが経営面積となります。

また、農作業従事日数は１５０日以上であり、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の要件を満たしていることをご報告申し上げます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、利用権の設定であり、基本的構想における要件が具備されているものと認められますので、承認することにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて、承認することに決定いたしました。

次に、１２番を議題といたしますが、１２番と１３番は関連がございますので、一括審議をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

○議長

ご異議ないものと認め、１２番と１３番を一括議題といたします。

担当３番、清水昇委員、説明を願います。

○農業委員３番（清水昇君）

３番、清水です。議案第４号の１２番並びに１３番について、ご説明を申し上げます。

12番並びに13番、借受人、筆数、面積、利用権種類については、配布議案書のとおりです。

4月20日に、宇津木推進委員と一緒に耕作状況などを確認してきました。

借受人は、〇〇〇で認定新規就農者の認定を受けた新規就農者です。耕作は夫婦2名で行う予定となっております。

〇〇〇では9筆、9,000平米弱の農地を借受けて耕作しております。作付けは露地野菜全般との事でした。

また農機具も耕運機1台、軽トラック1台などを所有しており、今後の耕作は支障ないかと思われませんが、ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長

ありがとうございました。

次に、宇津木保男委員、宮寺・二本木地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（宇津木保男君）

宮寺・二本木地区推進委員の宇津木です。

4月20日、担当の清水委員と一緒に現地を確認しました。

今後、野菜畑として利用するとのこと、清水委員の説明の通りで特に問題ないと思われるので、よろしくお願いします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤強化促進に関する基本的構想における要件具備の検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

議案第4号の12番と13番は、使用貸借権による新規の利用権設定でございます。

清水委員にご説明いただきましたとおり、農業経営の見込みが立ち、入間市が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に定める条件に合致するとともに、借受人の申請地を含めた現在の経営面積は123アールであり、その農地をすべて耕作しております。

また、農作業従事日数は１５０日以上であり、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の要件を満たしていることをご報告申し上げます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、利用権の設定であり、基本的構想における要件が具備されているものと認められますので、承認することにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて、承認することに決定いたしました。

次に、１４番を議題といたします。

担当１１番、野村雅紀委員、説明をお願いします。

○農業委員１１番（野村雅紀君）

１１番、野村です。議案第４号の１４番についてご説明を申し上げます。

１４番、借受人、筆数、面積、利用権種類については、配布議案書のとおりです。

４月２１日に、的場推進委員と一緒に耕作状況などを確認してきました。

借受人は、〇〇〇で令和５年に認定新規就農者の認定を受けた新規就農者です。耕作は夫婦２名他３名で行う予定となっております。

〇〇〇では１２筆４，０００平方メートル弱の農地を令和５年６月から、入間市でも１筆３，０００平方メートル強を借受けて耕作しております。作付けは露地野菜全般を耕作するとの事でした。

また農機具も耕運機１台、軽トラック１台などを所有しており、今後の耕作は支障ないかと思われませんが、ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長

ありがとうございました。

次に、的場利夫委員、金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（的場利夫君）

金子地区推進委員の的場です。

４月２１日、担当の野村委員と一緒に現地を確認しました。

今後は野菜畑として利用する予定であり、また野村委員の説明の通り、特に問題はないか
と思います。よろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤強化促進に関する基本的構想における要件具備の検討事項について、
事務局に説明を願います。

○事務局

議案第4号の14番は、使用貸借権による新規の利用権設定でございます。

野村委員にご説明いただきましたとおり、農業経営の見込みが立ち、入間市が定める「農
業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に定める条件に合致するとともに、借受人
の申請地を含めた現在の経営面積は80アールであり、その農地をすべて耕作しております。

また、農作業従事日数は150日以上であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の
要件を満たしていることをご報告申し上げます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、利用権の設定であり、基本的構想における要
件が具備されているものと認められますので、承認することにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて、承認することに決定いたしま
した。

次に、報告事項に入ります。

農地法第3条の3の規定による届出については2件、同法第4条第1項第7号の規定によ
る農地転用届出については1件、同法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出につい
ては8件、それぞれ入間市農業委員会事務局・事務専決規程、第3条の規定により専決処分
され、同規程第5条により報告第1号、第2号及び第3号のとおり報告がありました。

これで付議された議案は、すべて終了いたしましたので、委員会を閉会します。

閉会 午前10時08分